



平成29年12月28日

各 位

会社名 夢 展 望 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 濱中 眞紀夫
(コード:3185 東証マザーズ)
問合せ先 専務取締役管理本部長 田中 啓晴
(TEL. 072-761-9293)

親会社との業務委託契約締結のお知らせ

当社は、平成29年12月28日開催の取締役会におきまして、親会社であるRIZAPグループ株式会社との間で親会社グループ合同の株主優待サイトの構築等に関する業務委託契約（以下「本契約」といいます）を締結すること並びに本契約の個別契約として、要件定義業務、概要設計業務（以下、「本業務」といいます）を受託することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本契約締結の理由

当社はこれまで、ECに特化したアパレル企業として事業を展開し、ECビジネスにおける様々なノウハウを積み上げてまいりました。そして、今期より、このノウハウを用いて、親会社グループをはじめ他社のEC化推進の支援を行うことを新たな収益の柱としていくこととしております。そして今般、親会社が従前より行っている、グループ各社の商品を優待品とする株主優待に関して、その商品を掲載し株主からの申込みの受付を行うことができ、かつ今後は親会社グループの上場企業が合同で利用できる「RIZAPグループ合同株主優待サイト」の構築について、親会社からの打診を受け、交渉を進めた結果、「RIZAPグループ合同株主優待サイト」の構築及び運営により、親会社グループ全体の株主優待に関するシステム関連コストが約7割削減される試算結果が出ており、当社単独でも株主優待に関するシステム関連コストが削減されることになることから、当社にとっては売上・利益の増加とコスト削減の二重のメリットを得られることになり、さらには将来のEC支援ビジネスの拡大に向けたノウハウの蓄積にもつながるため、当社と親会社との間で「RIZAPグループ合同株主優待サイト」構築等に関する本契約を締結し、当社が本業務を受託することについて合意に至りましたので、これを決定するものであります。

2. 本契約の内容

- | | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①概 要 | 当社が親会社であるRIZAPグループ株式会社より、グループの上場企業が合同で利用できるグループ合同株主優待サイトの構築等に関する業務の受託について基本的事項を定める基本契約を締結するとともに、その個別契約として、本件業務を受託するものであります。 |
| ②相 手 方 | RIZAPグループ株式会社 |
| ③契約締結日 | 平成29年12月28日（予定） |
| ④報 酬 | 株主優待サイト構築の要件定義・概要設計にかかる報酬 2,625千円 |

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社との取引となり、支配株主

との取引等に該当します。

①支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成29年7月20日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、ECビジネスの支援は、当社が新たな収益の柱として注力している事業であり、本契約を締結し本業務を受託することは、同分野における新規受注であり、その必要性は高いと判断しております。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引における対価につきましては、個別の契約ごとに設定することとしており、今般の本件業務の対価としては、再委託先の作業にかかる費用を考慮するとともに、当社におけるノウハウの提供価値に必要となる人件費も加味して算定しており、当社の独立役員である社外取締役2名からも下記③のとおり意見を受領しております。

また、当社の役員である濱中眞紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会の審議及び決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、本業務の対価については、当社が、依頼者である親会社と協議しながら親会社の意向を反映させる作業や統括管理、成果物のチェック等を行い、実務的な作業を外注先が行うことを想定しているが、今回親会社に提供するノウハウとしては、当社が創業以来行ってきたEC分野における当社の知識、経験に基づく当社独自のものであり、当社としては、相当な価値があると評価しているものであり、当社において必要となる人件費や外注先へ支払う費用も含めて算定し、当社として十分経済合理性を有すると判断していることから、当該対価が低額と評価されるものではなく、また、EC分野は、当社の新たな収益の柱として期待されている分野であり、本件取引により、単なる売上の増加や株主優待に関するシステムコスト削減のみならず、ノウハウのさらなる蓄積も期待できるため、本契約を締結し、本業務を受託することが少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以上